

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月9日
【四半期会計期間】	第154期第2四半期 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼頭取 橋 本 和 正
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【電話番号】	大阪(06)6281-7000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 市 岡 和 人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号 株式会社関西アーバン銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)5203-2001
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 東京事務所長 江 南 寿 久
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成26年度 中間連結 会計期間	平成27年度 中間連結 会計期間	平成28年度 中間連結 会計期間	平成26年度	平成27年度
		(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	46,628	45,117	43,910	95,851	90,346
連結経常利益	百万円	9,355	10,602	9,523	23,077	22,218
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	8,451	8,862	8,303	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	17,354	16,016
連結中間包括利益	百万円	10,822	7,732	7,399	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	24,335	12,976
連結純資産額	百万円	169,111	185,418	193,152	182,612	190,657
連結総資産額	百万円	4,321,571	4,371,062	4,518,713	4,323,067	4,483,017
1株当たり純資産額	円	1,290.46	1,512.17	1,617.31	1,447.36	1,556.98
1株当たり中間純利益金額	円	114.97	120.58	112.98	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	209.50	191.77
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	60.48	67.31	65.77	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	131.80	122.90
自己資本比率	%	3.88	4.21	4.24	4.19	4.22
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	156,701	29,727	34,327	165,888	34,206
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,392	24,253	16,130	23,288	461
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,311	6,170	19,884	14,317	30,374
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	307,586	239,665	333,759	299,815	303,186
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,587 〔944〕	2,618 〔892〕	2,698 〔862〕	2,496 〔927〕	2,542 〔885〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成26年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
- 4 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第152期中	第153期中	第154期中	第152期	第153期
決算年月		平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
経常収益	百万円	42,072	41,192	38,474	85,577	81,737
経常利益	百万円	9,185	9,908	8,526	22,266	20,422
中間純利益	百万円	8,419	8,509	7,468	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	17,011	15,130
資本金	百万円	47,039	47,039	47,039	47,039	47,039
発行済株式総数	千株	普通株式 737,918 第一種 優先株式 73,000	普通株式 73,791 第一種 優先株式 73,000	普通株式 73,791 第一種 優先株式 73,000	普通株式 73,791 第一種 優先株式 73,000	普通株式 73,791 第一種 優先株式 73,000
純資産額	百万円	168,378	182,995	192,668	180,674	191,321
総資産額	百万円	4,319,692	4,369,747	4,515,986	4,320,918	4,483,684
預金残高	百万円	3,797,412	3,873,712	4,006,394	3,752,822	3,821,907
貸出金残高	百万円	3,604,318	3,686,169	3,796,618	3,605,829	3,766,204
有価証券残高	百万円	319,058	323,708	280,305	326,753	298,956
1 株当たり配当額	円	普通株式 — 第一種 優先株式 —	普通株式 — 第一種 優先株式 —	普通株式 — 第一種 優先株式 —	普通株式 40.00 第一種 優先株式 26.78	普通株式 40.00 第一種 優先株式 26.32
自己資本比率	%	3.89	4.18	4.26	4.18	4.26
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,459 〔873〕	2,500 〔828〕	2,578 〔800〕	2,378 〔858〕	2,429 〔822〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権) を (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

8 オペレーショナル・リスク

当行及び当行グループが業務を遂行していく際にはオペレーショナル・リスクが存在し、内部及び外部の不正行為、労働管理面及び職場環境面での問題の発生、お客さまへの商品勧誘や販売行為等における不適切な行為、自然災害等による被災やシステム障害等に伴う事業中断、並びに不適切な事務処理等、内部プロセス・人・システムが適切に機能しないことや外部で発生した事象により、損失が発生する可能性があります。これらの場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 事務リスク

役職員等が事務に関する社内規定・手続等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故、不正等をおこす可能性があります。この場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報システムに関するリスク

当行及び当行グループが使用している情報システムにおいては、障害発生の防止策を講じるとともに、万一の障害発生時においても業務継続可能な体制整備に万全を期しておりますが、これらの施策にもかかわらず、品質不良、人為的ミス、サイバー攻撃等外部からの不正アクセス、コンピューターウィルス、災害や停電等の要因によって障害が発生した場合、障害規模によっては当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ)経済金融環境

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、足踏みの状況が続きました。輸出は、中国をはじめとする新興国経済の減速や円高基調の影響により引き続き低調となったほか、生産は、在庫調整の進展に遅れがみられ、横ばい圏での推移となりました。インバウンド需要についても、訪日外国人一人当たり消費額が減少するなど、頭打ち感が広がっています。家計部門では、個人消費が堅調な雇用・所得環境に下支えされているものの、依然力強さを欠く状況が続いています。

今後につきましては、政府の経済対策への期待感が下支えする一方で、円高や世界経済に対する先行き不透明感が根強く、景気回復の勢いは引き続き緩慢なペースにとどまるものとみられます。

(ロ)営業の成果

当第2四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第2四半期連結累計期間中1,842億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆9,963億円となりました。譲渡性預金は当第2四半期連結累計期間中415億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1,097億円となりました。

一方、貸出金は当第2四半期連結累計期間中309億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆7,780億円となりました。また、有価証券は当第2四半期連結累計期間中186億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は2,585億円となりました。

これらの結果、総資産は当第2四半期連結累計期間中356億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は4兆5,187億円となりました。

損益につきましては、当第2四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸引当、諸償却を行ってまいりました。

経常収益は貸出金利息が減少したこと等により、前第2四半期連結累計期間比12億7百万円減少し、439億10百万円となりました。

一方、経常費用は与信関係費用の減少等により、前第2四半期連結累計期間比1億28百万円減少し、343億86百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比10億78百万円減益の95億23百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は前第2四半期連結累計期間比5億58百万円減益の83億3百万円となりました。

純資産につきましては、当第2四半期連結累計期間中24億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1,931億円となりました。また、1株当たり純資産額は前第2四半期連結累計期間比105円14銭増加し、1,617円31銭となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

銀行業の業務粗利益は325億72百万円、セグメント利益は108億62百万円となりました。

リース業の業務粗利益は7億53百万円、セグメント利益は2億32百万円となりました。

その他事業の業務粗利益は4億78百万円、セグメント利益は9百万円となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第2四半期連結累計期間中150人増加し2,613人、リース業は当第2四半期連結累計期間中7人増加し57人、その他事業は当第2四半期連結累計期間中1人減少し28人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

当行及び連結子会社は、海外の拠点がありませんので、事業の種類別セグメントの業績で記載しております。

セグメント別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比15億72百万円の減益となる283億21百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比1億6百万円の減益となる37億41百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比5億18百万円の増益となる14億20百万円であり、収支合計は前第2四半期連結累計期間比11億60百万円の減益となる334億83百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比15億91百万円の減益となる278億17百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比1億98百万円の減益となる33億65百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比4億90百万円の増益となる13億89百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比26百万円の増益となる7億29百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比1億25百万円の増益となる24百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3百万円の改善となる13百万円の損失、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5百万円の減益となる4億7百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比1百万円の増益となる83百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	29,409	702	16	201	29,893
	当第2四半期連結累計期間	27,817	729	13	212	28,321
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	33,297	924	0	451	33,771
	当第2四半期連結累計期間	30,840	952	0	474	31,319
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	3,888	221	16	249	3,877
	当第2四半期連結累計期間	3,022	223	13	261	2,998
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,563	—	413	128	3,848
	当第2四半期連結累計期間	3,365	—	407	31	3,741
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	7,096	—	413	128	7,381
	当第2四半期連結累計期間	6,874	—	407	32	7,249
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	3,532	—	—	—	3,532
	当第2四半期連結累計期間	3,509	—	—	1	3,507
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	899	101	82	22	902
	当第2四半期連結累計期間	1,389	24	83	76	1,420
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	899	2,859	82	104	3,735
	当第2四半期連結累計期間	1,389	3,878	83	106	5,244
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	—	2,960	—	126	2,833
	当第2四半期連結累計期間	—	3,854	—	30	3,824

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他事業.....クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

セグメント別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比1億31百万円減少して72億49百万円、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比25百万円減少して35億7百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比1億6百万円の減益となる37億41百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比2億22百万円減少して68億74百万円、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比23百万円減少して35億9百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比1億98百万円の減益となる33億65百万円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比5百万円減少して4億7百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5百万円の減益となる4億7百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	7,096	—	413	128	7,381
	当第2四半期連結累計期間	6,874	—	407	32	7,249
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,446	—	—	123	1,322
	当第2四半期連結累計期間	1,354	—	—	28	1,325
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	932	—	—	3	929
	当第2四半期連結累計期間	925	—	—	1	923
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	4	—	—	—	4
	当第2四半期連結累計期間	46	—	—	—	46
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,079	—	—	0	1,078
	当第2四半期連結累計期間	1,016	—	—	1	1,015
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	82	—	—	—	82
	当第2四半期連結累計期間	83	—	—	—	83
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	615	—	—	0	615
	当第2四半期連結累計期間	652	—	—	0	652
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	—	—	357	—	357
	当第2四半期連結累計期間	—	—	355	—	355
うち投資信託業務	前第2四半期連結累計期間	2,782	—	—	—	2,782
	当第2四半期連結累計期間	2,613	—	—	—	2,613
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,532	—	—	—	3,532
	当第2四半期連結累計期間	3,509	—	—	1	3,507
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	217	—	—	—	217
	当第2四半期連結累計期間	218	—	—	—	218

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,868,190	—	—	3,557	3,864,633
	当第2四半期連結会計期間	3,999,814	—	—	3,420	3,996,393
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,186,718	—	—	3,324	1,183,394
	当第2四半期連結会計期間	1,287,551	—	—	3,175	1,284,375
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,640,996	—	—	232	2,640,763
	当第2四半期連結会計期間	2,682,380	—	—	244	2,682,135
うちその他	前第2四半期連結会計期間	40,475	—	—	—	40,475
	当第2四半期連結会計期間	29,882	—	—	—	29,882
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	70,108	—	—	—	70,108
	当第2四半期連結会計期間	109,766	—	—	—	109,766
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,938,298	—	—	3,557	3,934,741
	当第2四半期連結会計期間	4,109,580	—	—	3,420	4,106,159

（注）1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額（ ）」欄に表示しております。

4 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

5 定期性預金 = 定期預金

セグメント別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 ()	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,684,026	—	—	19,543	3,664,483	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	1,991	—	—	—	1,991	0.05
製造業	129,613	—	—	—	129,613	3.54
建設業	92,330	—	—	—	92,330	2.52
運輸・情報通信 及び公益事業	114,279	—	—	—	114,279	3.12
卸売・小売業	170,651	—	—	—	170,651	4.66
金融・保険業	14,481	—	—	2,353	12,127	0.33
不動産業・ 物品賃貸業	777,157	—	—	17,190	759,967	20.74
各種サービス業	362,901	—	—	—	362,901	9.90
地方公共団体	25,490	—	—	—	25,490	0.70
個人	1,995,129	—	—	—	1,995,129	54.44
その他	—	—	—	—	—	—
特別国際金融 取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,684,026	—	—	19,543	3,664,483	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

5 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

業種別	当第2四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 ()	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,795,214	—	—	20,014	3,775,199	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	1,601	—	—	—	1,601	0.04
製造業	125,952	—	—	—	125,952	3.34
建設業	93,399	—	—	—	93,399	2.47
運輸・情報通信 及び公益事業	115,214	—	—	—	115,214	3.05
卸売・小売業	173,246	—	—	—	173,246	4.59
金融・保険業	9,970	—	—	2,338	7,632	0.20
不動産業・ 物品賃貸業	853,055	—	—	17,676	835,378	22.13
各種サービス業	380,399	—	—	—	380,399	10.08
地方公共団体	14,191	—	—	—	14,191	0.38
個人	2,028,184	—	—	—	2,028,184	53.72
その他	—	—	—	—	—	—
特別国際金融 取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,795,214	—	—	20,014	3,775,199	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

5 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成28年 3 月31日	平成28年 9 月30日
1．連結自己資本比率（2 / 3）	7.25	6.90
2．連結における自己資本の額	2,128	2,063
3．リスク・アセットの額	29,347	29,898
4．連結総所要自己資本額	1,173	1,195

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成28年 3 月31日	平成28年 9 月30日
1．自己資本比率（2 / 3）	7.13	6.77
2．単体における自己資本の額	2,083	2,013
3．リスク・アセットの額	29,202	29,730
4．単体総所要自己資本額	1,168	1,189

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成27年9月30日	平成28年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	138	97
危険債権	461	473
要管理債権	86	92
正常債権	36,395	37,481

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比640億54百万円増加し、343億27百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比403億83百万円増加し、161億30百万円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比137億14百万円減少し、198億84百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において、現金及び現金同等物の増減額は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、305億73百万円となり、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は3,337億59百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、「存在感」の高い関西No.1の広域地銀を目指し、平成25年度から平成28年度までの4年間を対象とする中期経営計画に取り組んでおります。

本中期経営計画では、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、関西圏で中小企業・個人のお客さまに地域密着営業を徹底し、ビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。そのためにも、「関西をもっと元気に！」を行内共通のスローガンとして掲げ、以下の3つの基本テーマについて役職員一丸となり取り組んでまいります。

○お客さまに選ばれる銀行

商品・サービスの提供から事務品質・接遇に至るまでお客さま満足度を飛躍的に高め、お客さまに支持される存在感の高い銀行を目指してまいります。

○安定した収益基盤の確立

地域密着営業の徹底によって営業店近隣での顧客基盤の増強を図り、安定した収益基盤を確立してまいります。

○健全な企業基盤の確立

人材の育成、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの強化により、安定強固な企業基盤を確立するとともに、環境に配慮した企業活動を通して、健全な地域社会の発展に貢献してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

(6) 主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第一種優先株式	100,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	73,791,891	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、100株であり ます。
第一種優先株式	73,000,000	同左	—	(注)
計	146,791,891	同左	——	——

(注) 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金の額

当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一種配当年率（以下、「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乘じて得られる額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記2.に定める第一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一種配当年率

第一種配当年率 = 6ヵ月円LIBOR + 2.50%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。

「6ヵ月円LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円LIBOR 6ヵ月物」という。）の平均値を指すものとする。ユーロ円LIBOR 6ヵ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円LIBOR 6ヵ月物に代えて用いるものとする。

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一種優先中間配当金
当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、1,383円80銭とする（平成28年1月1日より適用）。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が882円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。
上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(ヘ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (イ) 取得価額調整式に使用する時価（下記C.(イ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ロ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D.に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C.(ニ)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (二) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本A．または下記B．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(八)または本(二)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
 - (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(八)または本(二)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(八)または本(二)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
 - (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(八)または本(二)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(八)または本(二)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(八)または(二)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記E．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。
- (ヘ) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- B．上記A．(イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- C．(イ) 取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。
- (ロ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- (ハ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記Ａ．（イ）ないし（ハ）に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記Ａ．およびＢ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記Ａ．（二）(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記Ａ．（二）(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記Ａ．（ハ）または(二)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (二) 取得価額調整式で使用する「１株当たり払込金額」とは、（ ）上記Ａ．（イ）の場合には当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、（ ）上記Ａ．（ロ）および（ヘ）の場合には０円、（ ）上記Ａ．（ハ）ないし（ホ）の場合には価額（ただし、（二）の場合は修正価額）とする。
- D．上記Ａ．（ハ）ないし（ホ）および上記Ｃ．（二）において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E．上記Ａ．（ホ）において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記Ｃ．（ハ）に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- F．上記Ａ．（イ）ないし（ハ）において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記Ａ．（イ）ないし（ハ）の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- G．取得価額調整式により算出された上記Ａ．柱書第２文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第３位までを算出し、その小数第３位を切り捨てる。）を使用する。
- (6) 合理的な措置
上記(3)および(4)に定める取得価額（第７項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (7) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目５番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当会社は、平成35年７月１日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において、東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ１年間ににおける出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第５項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式 1 株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の毎日の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。

当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

11. 単元株式数

1,000株

12. 議決権を有しないこととしている理由

第一種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	—	146,791	—	47,039	—	18,937

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	109,109	74.32
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	3,625	2.46
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	2,762	1.88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,926	1.31
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	1,781	1.21
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	1,586	1.08
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	1,289	0.87
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,065	0.72
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	988	0.67
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	805	0.54
計	—	124,939	85.11

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 上記大株主のうち株式会社三井住友銀行の有する株式の種類及び種類ごとの数は、普通株式36,109千株、第一種優先株式73,000千株であります。

上記表中、同行以外の大株主が有する株式は、すべて普通株式であります。

3 発行済株式総数には、第一種優先株式が含まれております。

所有議決権数別

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	361,097	49.36
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	36,250	4.95
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	27,628	3.77
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	19,265	2.63
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.43
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	15,862	2.16
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	12,890	1.76
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,654	1.45
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	9,881	1.35
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,051	1.10
計	—	519,395	71.00

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 73,000,000	—	1(株式等の状況)の(1) (株式の総数等)の(発行 済株式)参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 298,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,144,900	731,449	—
単元未満株式	普通株式 348,991	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	146,791,891	—	—
総株主の議決権	—	731,449	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、3,600株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式1株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	298,000	—	298,000	0.20
計	—	298,000	—	298,000	0.20

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記 発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- 5 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	307,555	336,985
コールローン及び買入手形	5,634	1,011
有価証券	6, 12 277,214	6, 12 258,562
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 3,747,129	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 3,778,043
外国為替	5 9,015	5 6,850
その他資産	6 63,416	6 65,244
有形固定資産	8, 9 53,618	8, 9 53,079
無形固定資産	16,098	15,258
退職給付に係る資産	1,385	2,172
繰延税金資産	19,633	19,956
支払承諾見返	7,560	5,867
貸倒引当金	25,243	24,319
資産の部合計	4,483,017	4,518,713
負債の部		
預金	6 3,812,165	6 3,996,393
譲渡性預金	151,274	109,766
コールマネー及び売渡手形	105,000	35,026
借入金	6, 10 135,606	6, 10 112,859
外国為替	108	118
社債	11 34,000	11 19,000
その他負債	35,803	35,707
賞与引当金	2,506	2,469
退職給付に係る負債	6,762	6,751
睡眠預金払戻損失引当金	666	741
偶発損失引当金	536	489
繰延税金負債	2	4
再評価に係る繰延税金負債	8 366	8 366
支払承諾	7,560	5,867
負債の部合計	4,292,359	4,325,560
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
利益剰余金	40,788	44,231
自己株式	603	604
株主資本合計	181,387	184,829
その他有価証券評価差額金	11,518	10,263
繰延ヘッジ損益	280	274
土地再評価差額金	8 787	8 787
退職給付に係る調整累計額	4,061	3,742
その他の包括利益累計額合計	7,963	7,032
新株予約権	48	29
非支配株主持分	1,257	1,260
純資産の部合計	190,657	193,152
負債及び純資産の部合計	4,483,017	4,518,713

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
経常収益	45,117	43,910
資金運用収益	33,771	31,319
(うち貸出金利息)	31,654	29,225
(うち有価証券利息配当金)	1,138	1,137
役務取引等収益	7,381	7,249
その他業務収益	3,735	5,244
その他経常収益	228	96
経常費用	34,515	34,386
資金調達費用	3,877	2,998
(うち預金利息)	2,632	2,328
役務取引等費用	3,532	3,507
その他業務費用	2,833	3,824
営業経費	23,134	22,979
その他経常費用	¹ 1,136	¹ 1,077
経常利益	10,602	9,523
特別利益	6	48
固定資産処分益	2	29
新株予約権戻入益	3	18
特別損失	438	199
固定資産処分損	52	71
減損損失	² 386	² 128
税金等調整前中間純利益	10,169	9,372
法人税、住民税及び事業税	694	919
法人税等調整額	584	122
法人税等合計	1,278	1,042
中間純利益	8,891	8,330
非支配株主に帰属する中間純利益	29	26
親会社株主に帰属する中間純利益	8,862	8,303

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
中間純利益	8,891	8,330
その他の包括利益	1,159	930
その他有価証券評価差額金	1,240	1,254
繰延ヘッジ損益	30	5
退職給付に係る調整額	112	319
中間包括利益	7,732	7,399
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	7,702	7,372
非支配株主に係る中間包括利益	29	27

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,039	94,163	29,618	598	170,223
当中間期変動額					
剰余金の配当			4,894		4,894
親会社株主に帰属する中間純利益			8,862		8,862
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	0	3,967	3	3,963
当中間期末残高	47,039	94,163	33,586	602	174,187

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,851	67	814	487	11,110	55	1,223	182,612
当中間期変動額								
剰余金の配当								4,894
親会社株主に帰属する中間純利益								8,862
自己株式の取得								3
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,240	30	—	112	1,159	3	5	1,157
当中間期変動額合計	1,240	30	—	112	1,159	3	5	2,805
当中間期末残高	9,610	98	814	375	9,951	51	1,228	185,418

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,039	94,163	40,788	603	181,387
当中間期変動額					
剰余金の配当			4,861		4,861
親会社株主に帰属する中間純利益			8,303		8,303
自己株式の取得				1	1
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	3,442	1	3,441
当中間期末残高	47,039	94,163	44,231	604	184,829

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11,518	280	787	4,061	7,963	48	1,257	190,657
当中間期変動額								
剰余金の配当								4,861
親会社株主に帰属する中間純利益								8,303
自己株式の取得								1
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,254	5	0	318	931	18	3	947
当中間期変動額合計	1,254	5	0	318	931	18	3	2,494
当中間期末残高	10,263	274	787	3,742	7,032	29	1,260	193,152

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	10,169	9,372
減価償却費	2,101	1,816
減損損失	386	128
のれん償却額	368	368
貸倒引当金の増減()	4,055	924
賞与引当金の増減額(は減少)	49	37
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	768	404
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	74	62
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	24	-
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	59	74
偶発損失引当金の増減額(は減少)	73	46
資金運用収益	33,771	31,319
資金調達費用	3,877	2,998
有価証券関係損益()	108	414
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	50	41
貸出金の純増()減	77,148	30,914
預金の純増減()	119,656	184,227
譲渡性預金の純増減()	35,302	41,508
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	38,945	22,747
有利息預け金の純増()減	842	1,143
コールローン等の純増()減	3,592	4,622
コールマネー等の純増減()	29	69,973
外国為替(資産)の純増()減	2,651	2,164
外国為替(負債)の純増減()	75	10
資金運用による収入	34,084	31,467
資金調達による支出	3,668	3,601
その他	1,523	2,129
小計	29,693	34,475
法人税等の支払額	264	359
法人税等の還付額	230	211
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,727	34,327
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	12,868	39,586
有価証券の売却による収入	3,692	6,332
有価証券の償還による収入	10,326	50,457
有形固定資産の取得による支出	26,070	907
有形固定資産の売却による収入	317	254
無形固定資産の取得による支出	1,019	393
無形固定資産の売却による収入	0	0
その他	1,368	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,253	16,130

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	1,250	-
劣後特約付社債の償還による支出	-	15,000
配当金の支払額	4,892	4,859
非支配株主への配当金の支払額	24	24
自己株式の取得による支出	3	1
自己株式の処分による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,170	19,884
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	60,150	30,573
現金及び現金同等物の期首残高	299,815	303,186
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 239,665	1 333,759

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

会社名

関西アーバン銀リース株式会社

株式会社関西クレジット・サービス

関西総合信用株式会社

びわこ信用保証株式会社

株式会社びわこビジネスサービス

幸福カード株式会社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当事項はありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、株式は原則として中間連結会計期間末前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、86,366百万円（前連結会計年度末は85,057百万円）であります。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当行及び連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

(12) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、主に税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(13) 連結納税制度

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当行において、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く有形固定資産の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。

今般、法人税法の改正により平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備の減価償却の方法が定額法とされたことを契機として、当行の有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、店舗や事務機器は長期、安定的に使用されることから、使用実態に即して耐用年数の全期間にわたり均等に費用配分する定額法が経営の実態をより適切に期間損益に反映できると判断いたしました。

この変更により、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は142百万円の増益となっております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	838百万円	846百万円
延滞債権額	57,820百万円	57,653百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	86百万円	224百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	9,093百万円	8,987百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	67,839百万円	67,711百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	7,800百万円	6,514百万円

6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	153,121百万円	125,449百万円
貸出金	638 "	442 "
その他資産(リース投資資産)	11,365 "	11,330 "
その他資産(延払資産)	27 "	13 "
計	165,152 "	137,236 "
担保資産に対応する債務		
預金	7,381 "	7,160 "
借入金	123,121 "	98,034 "

上記のほか、為替決済等の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	13,077百万円	13,072百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	2,304百万円	2,325百万円

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	453,944百万円	443,341百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	431,742百万円	420,459百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 8 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
902百万円	898百万円

- 9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	21,483百万円	21,582百万円

- 10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付借入金	7,000百万円	7,000百万円

- 11 社債は、劣後特約付社債であります。

- 12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
2,009百万円	3,508百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
貸倒引当金繰入額	85百万円	471百万円
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	551百万円	425百万円
保証協会保証付貸出金に対する 負担金	239百万円	98百万円
株式等売却損	119百万円	8 百万円

2 減損損失

前中間連結会計期間(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計386百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗 4 物件	土地建物	215百万円
	大阪府外	営業用店舗 5 物件	建物等	169百万円
遊休資産	大阪府外	遊休資産 2 物件	土地	0 百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

当中間連結会計期間(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計128百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗等 3 物件	土地建物	82百万円
	大阪府外	営業用店舗 7 物件	土地建物	45百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産 1 物件	土地	0 百万円
	大阪府外	遊休資産 1 物件	土地	0 百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	73,791	—	—	73,791	
種類株式	73,000	—	—	73,000	
うち第一種 優先株式	73,000	—	—	73,000	
合計	146,791	—	—	146,791	
自己株式					
普通株式	293	2	0	295	(注)1・2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	293	2	0	295	

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—				51		
合計		—				51		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式		2,939	40.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
	種類株式	第一種 優先株式	1,954	26.78	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
合計			4,894			

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	73,791	—	—	73,791	
種類株式	73,000	—	—	73,000	
うち第一種 優先株式	73,000	—	—	73,000	
合計	146,791	—	—	146,791	
自己株式					
普通株式	296	1	—	298	(注)
種類株式	—	—	—	—	
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	296	1	—	298	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					29	
合計		—					29	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,939	40.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日
	種類株式	第一種 優先株式	1,921	26.32	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日
合計			4,861			

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金預け金勘定	243,963百万円	336,985百万円
定期預け金	1,160 "	160 "
普通預け金	2,897 "	2,863 "
その他預け金	239 "	202 "
現金及び現金同等物	239,665 "	333,759 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

〔借手側〕

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

・有形固定資産

主として、事務機器等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

〔貸手側〕

(1) リース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
リース料債権部分の金額	20,866	21,678
見積残存価額部分の金額	3,158	3,413
受取利息相当額	2,387	2,424
期末リース投資資産	21,637	22,667

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	3,281	7,076
1年超2年以内	1,533	5,347
2年超3年以内	1,125	3,847
3年超4年以内	791	2,345
4年超5年以内	482	972
5年超	427	1,276
合計	7,641	20,866

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は6百万円多く計上されています。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	3,165	7,116
1年超2年以内	1,623	5,601
2年超3年以内	1,146	4,092
3年超4年以内	803	2,267
4年超5年以内	374	1,144
5年超	284	1,455
合計	7,398	21,678

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は0百万円多く計上されています。

2 オペレーティング・リース取引

〔借手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

該当事項はありません。

〔貸手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成28年9月30日）
1年内	12	21
1年超	10	32
合計	22	54

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	307,555	307,559	3
(2) コールローン及び買入手形	5,634	5,634	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	274,725	274,725	—
(4) 貸出金	3,747,129		
貸倒引当金(*1)	24,947		
	3,722,182	3,739,618	17,435
(5) 外国為替(*1)	9,005	9,015	9
(6) その他資産(*1、*2)	38,850	38,978	128
資産計	4,357,953	4,375,530	17,576
(1) 預金	3,812,165	3,812,473	307
(2) 譲渡性預金	151,274	151,274	—
(3) コールマネー及び売渡手形	105,000	105,000	—
(4) 借入金	135,606	136,343	737
(5) 外国為替	108	108	—
(6) 社債	34,000	34,650	650
負債計	4,238,154	4,239,849	1,695
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,829	3,829	—
ヘッジ会計が適用されているもの	414	414	—
デリバティブ取引計	3,415	3,415	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	336,985	336,988	2
(2) コールローン及び買入手形	1,011	1,011	—
(3) 有価証券 その他有価証券	256,234	256,234	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（＊１）	3,778,043 23,932		
	3,754,111	3,770,817	16,706
(5) 外国為替（＊１）	6,844	6,850	6
(6) その他資産（＊１、＊２）	40,651	40,738	87
資産計	4,395,838	4,412,641	16,802
(1) 預金	3,996,393	3,996,516	123
(2) 譲渡性預金	109,766	109,766	—
(3) コールマネー及び売渡手形	35,026	35,026	—
(4) 借入金	112,859	113,514	654
(5) 外国為替	118	118	—
(6) 社債	19,000	19,300	300
負債計	4,273,163	4,274,241	1,078
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	3,976	3,976	—
ヘッジ会計が適用されているもの	394	394	—
デリバティブ取引計	3,582	3,582	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊２）デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が６カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が６カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が６カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が６カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 有価証券

市場価格のある株式は、当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当中間連結会計期間末日（前連結会計年度末日）における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

残存期間が6カ月以下のコールマネーについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールマネーは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(4) 借入金、及び (6) 社債

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 （平成28年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成28年9月30日）
非上場株式（＊1、＊2）	1,425	1,211
組合出資金等（＊3）	1,063	1,116
合計	2,489	2,327

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）前連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成28年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,463	9,599	9,863
	債券	221,376	219,198	2,178
	国債	116,995	116,555	439
	地方債	1,906	1,891	14
	社債	102,475	100,751	1,723
	その他	20,768	15,699	5,069
	小計	261,608	244,497	17,111
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	513	613	99
	債券	6,381	6,404	23
	国債	—	—	—
	地方債	69	70	0
	社債	6,311	6,334	23
	その他	6,221	6,788	567
	小計	13,116	13,806	690
合計		274,725	258,304	16,420

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	19,260	9,543	9,717
	債券	188,601	186,601	2,000
	国債	83,345	83,037	307
	地方債	3,338	3,321	17
	社債	101,918	100,242	1,675
	その他	20,389	16,283	4,106
	小計	228,252	212,429	15,823
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	560	642	82
	債券	12,319	12,345	26
	国債	1,942	1,962	19
	地方債	139	140	0
	社債	10,236	10,243	6
	その他	15,102	16,232	1,130
	小計	27,982	29,221	1,239
合計		256,234	241,650	14,584

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日（前連結会計年度末日）の時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成28年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成28年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成28年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成28年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成28年 3 月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	16,420
その他有価証券	16,420
() 繰延税金負債	4,902
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	11,518
() 非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	11,518

当中間連結会計期間 (平成28年 9 月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	14,584
その他有価証券	14,584
() 繰延税金負債	4,321
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	10,263
() 非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	10,263

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	681,176	631,347	3,650	3,650
	受取固定・支払変動	324,860	298,114	11,349	11,349
	受取変動・支払固定	356,315	333,232	7,699	7,699
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	3,650	3,650

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	698,574	645,086	3,686	3,686
	受取固定・支払変動	331,510	304,320	11,101	11,101
	受取変動・支払固定	367,063	340,765	7,415	7,415
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	3,686	3,686

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	125,231	104,868	148	148
	為替予約	3,384	25	31	31
	売建	1,838	25	64	64
	買建	1,545	—	32	32
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	179	179

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	122,028	119,636	231	231
	為替予約	3,268	30	59	59
	売建	1,907	30	92	92
	買建	1,361	—	33	33
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	290	290

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超のもの （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金	34,669	32,000	401
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		34,669	32,000	401
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金等の 有利息の金融資産・ 負債	52,459	45,225	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		52,459	45,225	
合 計		—	—	—	401

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。
- 2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
- 3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金	33,277	33,037	394
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		33,277	33,037	394
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金等の 有利息の金融資産・ 負債	48,404	44,474	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		48,404	44,474	
合 計		—	—	—	394

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
新株予約権戻入益	3百万円	18百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。

「リース業」は、リース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失、資産の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益	33,872	601	478	34,952
経費	21,684	472	497	22,654
与信関係費用	636	227	6	402
セグメント利益 - -	11,551	356	12	11,895
セグメント資産	4,356,831	45,270	4,671	4,406,772

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益	32,572	753	478	33,804
経費	21,202	497	474	22,174
与信関係費用	507	23	5	525
セグメント利益 - -	10,862	232	9	11,104
セグメント資産	4,500,896	49,689	4,720	4,555,306

3 報告セグメントの利益又は損失、資産の金額の合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
セグメント利益	11,895	11,104
セグメント間取引消去	101	80
株式等損益	68	10
その他	1,123	1,489
中間連結損益計算書の経常利益	10,602	9,523

（注）1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額 368百万円が各々含まれております。

(2) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	4,406,772	4,555,306
セグメント間取引消去	35,710	36,593
中間連結貸借対照表の資産合計	4,371,062	4,518,713

4 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、当行において、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く有形固定資産の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。

今般、法人税法の改正により平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備の減価償却の方法が定額法とされたことを契機として、当行の有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、店舗や事務機器は長期、安定的に使用されることから、使用実態に即して耐用年数の全期間にわたり均等に費用配分する定額法が経営の実態をより適切に期間損益に反映できると判断いたしました。

この変更により、当中間連結会計期間の「銀行業」のセグメント利益は142百万円の増益となっております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	31,654	1,201	3,645	8,615	45,117

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	29,225	1,587	4,686	8,410	43,910

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	386	—	—	386

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	128	—	—	128

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	10,620	—	—	10,620

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	9,883	—	—	9,883

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	1,556円98銭	1,617円31銭

2 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	120.58	112.98
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	8,862	8,303
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	8,862	8,303
普通株式の期中平均株式数	千株	73,497	73,494
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	67.31	65.77
(算定上の基礎)			
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	8,862	8,303
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式の期中平均株式数	千株	73,497	73,494
普通株式増加数	千株	58,162	52,753
(うち優先株式)	千株	58,162	52,753
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要		平成18年 6 月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 6 千株 普通株式 4 千株	
		平成19年 6 月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 7 千株 普通株式 5 千株	平成19年 6 月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 6 千株 普通株式 5 千株
		平成20年 6 月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 20千株	平成20年 6 月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 16千株
		平成21年 6 月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 29千株	平成21年 6 月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 25千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成28年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	307,381	336,809
コールローン	5,634	1,011
有価証券	1, 7, 11 298,956	1, 7, 11 280,305
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 3,766,204	2, 3, 4, 5, 6, 8 3,796,618
外国為替	6 9,015	6 6,850
その他資産	19,384	19,210
その他の資産	7 19,384	7 19,210
有形固定資産	52,968	52,266
無形固定資産	15,975	15,038
前払年金費用	5,961	6,364
繰延税金資産	16,360	16,477
支払承諾見返	7,319	5,644
貸倒引当金	21,478	20,610
資産の部合計	4,483,684	4,515,986
負債の部		
預金	7 3,821,907	7 4,006,394
譲渡性預金	169,774	128,266
コールマネー	105,000	35,026
借入金	7, 9 120,121	7, 9 95,234
外国為替	108	118
社債	10 34,000	10 19,000
その他負債	24,568	24,020
未払法人税等	497	1,189
リース債務	3,691	3,484
資産除去債務	305	304
その他の負債	20,073	19,041
賞与引当金	2,440	2,400
退職給付引当金	5,554	5,615
睡眠預金払戻損失引当金	666	741
偶発損失引当金	536	489
再評価に係る繰延税金負債	366	366
支払承諾	7,319	5,644
負債の部合計	4,292,362	4,323,317

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成28年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
資本準備金	18,937	18,937
その他資本剰余金	75,225	75,225
利益剰余金	38,706	41,313
利益準備金	1,841	2,813
その他利益剰余金	36,864	38,500
繰越利益剰余金	36,864	38,500
自己株式	603	604
株主資本合計	179,305	181,912
その他有価証券評価差額金	11,518	10,263
繰延ヘッジ損益	338	323
土地再評価差額金	787	787
評価・換算差額等合計	11,967	10,727
新株予約権	48	29
純資産の部合計	191,321	192,668
負債及び純資産の部合計	4,483,684	4,515,986

(2)【中間損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
経常収益	41,192	38,474
資金運用収益	33,221	30,787
(うち貸出金利息)	31,721	29,328
(うち有価証券利息配当金)	1,333	1,332
役務取引等収益	6,351	6,055
その他業務収益	928	1,387
その他経常収益	² 691	² 244
経常費用	31,284	29,948
資金調達費用	3,903	3,038
(うち預金利息)	2,633	2,328
役務取引等費用	4,503	4,471
営業経費	¹ 21,855	¹ 21,862
その他経常費用	³ 1,022	³ 577
経常利益	9,908	8,526
特別利益	6	48
特別損失	437	190
税引前中間純利益	9,477	8,383
法人税、住民税及び事業税	393	457
法人税等調整額	574	458
法人税等合計	968	915
中間純利益	8,509	7,468

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	—	—	0	0
当中間期末残高	47,039	18,937	75,225	94,163

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	862	27,560	28,422	598	169,027
当中間期変動額					
剰余金の配当	978	5,873	4,894		4,894
中間純利益		8,509	8,509		8,509
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	978	2,635	3,614	3	3,611
当中間期末残高	1,841	30,196	32,037	602	172,638

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	10,851	73	814	11,592	55	180,674
当中間期変動額						
剰余金の配当						4,894
中間純利益						8,509
自己株式の取得						3
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	1,240	45	—	1,286	3	1,290
当中間期変動額合計	1,240	45	—	1,286	3	2,320
当中間期末残高	9,610	119	814	10,305	51	182,995

当中間会計期間（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	47,039	18,937	75,225	94,163

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,841	36,864	38,706	603	179,305
当中間期変動額					
剰余金の配当	972	5,833	4,861		4,861
中間純利益		7,468	7,468		7,468
自己株式の取得				1	1
土地再評価差額金の取崩		0	0		0
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）					
当中間期変動額合計	972	1,635	2,607	1	2,606
当中間期末残高	2,813	38,500	41,313	604	181,912

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	11,518	338	787	11,967	48	191,321
当中間期変動額						
剰余金の配当						4,861
中間純利益						7,468
自己株式の取得						1
土地再評価差額金の取崩						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,254	14	0	1,240	18	1,259
当中間期変動額合計	1,254	14	0	1,240	18	1,347
当中間期末残高	10,263	323	787	10,727	29	192,668

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、株式は原則として中間決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は81,565百万円（前事業年度末は80,789百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(3) 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当行において、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く有形固定資産の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、当中間会計期間より定額法に変更しております。

今般、法人税法の改正により平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備の減価償却の方法が定額法とされたことを契機として、当行の有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、店舗や事務機器は長期、安定的に使用されることから、使用実態に即して耐用年数の全期間にわたり均等に費用配分する定額法が経営の実態をより適切に期間損益に反映できると判断いたしました。

この変更により、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は142百万円の増益となっております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
株式	21,745百万円	21,745百万円

2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
破綻先債権額	548百万円	467百万円
延滞債権額	57,247百万円	56,387百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	46百万円	195百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出条件緩和債権額	9,085百万円	8,980百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
合計額	66,927百万円	66,030百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	7,800百万円	6,514百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	153,121百万円	125,449百万円
担保資産に対応する債務		
預金	7,381 "	7,160 "
借入金	113,121 "	88,234 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有価証券	13,077百万円	13,072百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
保証金	2,295百万円	2,311百万円

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
融資未実行残高	445,488百万円	435,275百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの	423,285百万円	412,393百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
劣後特約付借入金	7,000百万円	7,000百万円

10 社債は、劣後特約付社債であります。

11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
	2,009百万円	3,508百万円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
有形固定資産	968百万円	877百万円
無形固定資産	1,413百万円	1,223百万円

2 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
貸倒引当金戻入益	455百万円	92百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	551百万円	425百万円
保証協会保証付貸出金に対する負担金	239百万円	98百万円
株式等売却損	119百万円	8 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前事業年度 (平成28年 3 月31日現在)
該当事項はありません。

当中間会計期間 (平成28年 9 月30日現在)
該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 (貸借対照表) 計上額

(単位 : 百万円)		
	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成28年 9 月30日)
子会社株式	21,745	21,745

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月 7 日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月7日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第154期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。